

川崎市立井田病院床頭台等設置運営事業仕様書

1 目的

本仕様書は、川崎市立井田病院（以下「貸付人」という。）において、入院患者（以下「利用者」という。）が利用するテレビ及び冷蔵庫を含む床頭台システム等設置及び運営業務を行う事業者（以下「借受人」と言う。）が事業を実施するに当たり、貸付人が必要とする条件等を定めるものである。

2 事業名

川崎市立井田病院床頭台等設置運営事業

3 事業概要

(1) 事業内容

借受人は、貸付人の建物の一部を有償で使用し、協議の上、運営に必要な設備整備及び保守管理等の事業を実施する。

(2) 実施場所

川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院
貸付面積については、「7 貸付面積」を参照のこと。

(3) 実施期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 0 月 3 1 日まで

4 物件関係

(1) 床頭台全体

- ① ベッド周辺で医療行為を行う場合に支障とならないものとする。
- ② 転倒防止・地震対策に十分配慮すること。
- ③ 角に丸みを持たせる等、安全面に十分配慮すること。
- ④ 耐熱、耐薬品、耐汚染、耐水、耐久性に優れていること。
- ⑤ 上部に開閉しやすい蛇腹扉、可変棚付き収納を付けること。
- ⑥ 施錠可能な引き出しを付けること。
- ⑦ キャスターで移動できること。
- ⑧ 四輪全てのキャスターにストッパーを備え、全てのキャスターが固定及び解除ができること。
- ⑨ ストッパーの固定又は解除の操作が容易におこなえること。
- ⑩ 衛生面に配慮した設計であり、隙間ができない設計で清掃メンテナンスが容易なものが望ましい。
- ⑪ 衛生上の問題により、各隙間を無くすような工夫がされていること。
- ⑫ 木製で病室に調和した色調であること。
- ⑬ 揮発性有機化合物（VOC）対策がとられていること。
- ⑭ 無料で利用できること。

- ⑮ 左右両側にタオル掛け、フック、杖ホルダーを付けること。
- ⑯ 床頭台に引き出し式天板を設置すること。天板への寄りかかり、体重を乗せた場合の安全配慮があることが望ましい。
- ⑰ 足元灯を取り付けること。
- ⑱ 大きさは、幅500mm、高さ1750mm、奥行500mm程度とする。

ア テレビ

- ① 液晶ワイド画面（16：9）19型以上。
（特別個室2室については、32型以上）
- ② リモコンは床に落ちないように、コード付きのものであること。
- ③ テレビと床頭台の取り付けについては安全面を十分考慮し、転倒がないよう十分な配慮がなされていること。
- ④ 角度が容易に上下左右調整できること。
- ⑤ BS放送・地上デジタル放送対応とすること。
- ⑥ リモコンについては、操作性が簡便なものが望ましい。
- ⑦ リモコンが破損及び紛失した時は、利用者の故意による場合を除き、設置事業者の負担で補修及び補充すること。
- ⑧ 利用料金の支払いはプリペイド・カードで行うこと。
- ⑨ 床頭台等設置数表（以下、「別表1」という）中の無料と記載されているところは無料とすること。
- ⑩ 入院案内放送は、無料で視聴できること。
- ⑪ 課金するテレビの視聴料金を明記すること。
- ⑫ 使用中のプリペイド・カードで視聴可能な時間が表示されるようにすること。
- ⑬ 有料、無料の切り替えができること。
- ⑭ 省エネタイプ（液晶テレビ）であること。
- ⑮ 透析室内及び化学療法室内にもテレビを用意すること（別表1参照）。

イ 冷蔵庫

- ① 床頭台（ロータイプを除く）下部に冷蔵庫を設置すること。
- ② 20リットル以上とすること。
- ③ 無音、無振動設計で冷却能力が十分（ペルチェ方式）であること。
- ④ 内外装は抗菌仕様で、清掃がしやすいものであること。
- ⑤ 扉の開閉が容易にできること。
- ⑥ 環境に配慮した（ノンフロン）製品であること。
- ⑦ 利用料金の支払いはプリペイド・カードで行うこと。
- ⑧ 別表1中、無料と記載されているところは無料とすること。
- ⑨ 冷蔵庫についても課金金額を明記すること。
- ⑩ 有料、無料の切り替えができること。

ウ 特別個室

- ① 床頭台機能に関しては一般床と同等のものとする。
- ② 無料でテレビ及び冷蔵庫が利用できるものとする。
- ③ 大きさは、幅500mm、高さ1750mm、奥行500mm程度のものとする。

エ 引き出し（鍵付き）

- ① 鍵の紛失時はマスターキーで開錠できること。
- ② 鍵が手首などに巻けて紛失しにくく、高齢者にも使いやすいこと。
- ③ 鍵の紛失・破損があった場合は、設置事業者の負担で補充すること。
- ④ 隙間から書類等が落ちないものとする。
- ⑤ 無料で利用できるものとする。
- ⑥ 内寸：高さ95mm、幅390mm、奥行き370mm程度のものが望ましい。

オ 引き出し式天板

- ① コップが滑らないような工夫がされていること。
- ② 隙間から書類等が落ちないものとする。

カ ロータイプ床頭台（収納庫）

- ① 戸付ロッカーであること。
- ② 無料で利用できるものとする。
- ③ ベッド周辺で医療行為を行う場合に支障とならないものとする。
- ④ 転倒防止・地震対策に十分配慮すること。
- ⑤ 角に丸みを持たせる等、安全面に十分配慮すること。
- ⑥ 耐熱、耐薬品、耐汚染、耐水、耐久性に優れていること。
- ⑦ キャスターで移動できること。
- ⑧ 四輪全てのキャスターにストッパーを備え、全てのキャスターが固定及び解除ができること。
- ⑨ 木製で病室に調和した色調であること。
- ⑩ 収納スペースをできるだけ確保すること。
- ⑪ 衛生面に配慮した設計であること。
- ⑫ 揮発性有機化合物（VOC）対策がとられていること。
- ⑬ 大きさは、幅500mm、高さ800mm、奥行300mm程度とする。

(2) 洗濯機・乾燥機・洗濯乾燥機

- ア 全自動式とし、容量は4.5kg以上とする。
- イ 洗濯機に専用取付架台を設け、その上に乾燥機を設置すること。
- ウ 利用料金の支払いはプリペイド・カードまたは現金で行うこと。
- エ 車いす利用者の使用にも配慮すること。

(3) 販売機・精算機

- ア 販売機はプリペイド・カードを1枚1,000円で販売することとし、最低1台は、加えて2,000円の金種も販売することとする。
精算は10円単位でできることとし、また、精算手数料は徴収しないこと。
未使用のカードでも精算手数料を徴収せずに全て払い戻すこと。
- イ 車椅子での利用が可能となるよう低床型とし、転倒防止に配慮する。
- ウ 貸付人への売上報告のため販売明細書の発行が可能であること。
(2枚レシート発行機能があること。)
- エ 防犯上必要な措置を講じること。
- オ プリペイド・カード販売は、わかりやすく他のカードと混同しにくいものとする。
- カ 現金切れを生じさせないこと。
- キ 4階及び6階販売機を両替機とともに設置すること。又は、1万円札及び5千円札が使用できる販売機を設置すること。

(4) 入院案内放送

- ア プリペイド・カードなしでも無料で視聴できる病院案内等のシステムを設置事業者の負担により設置すること。
- イ 入院案内放送は、設置事業者の費用負担において製作し、当院と十分な打ち合わせを行い対応すること。また、内容に変更があった場合は、その都度、無償で編集・製作すること。
- ウ プリペイド・カードを入れずに電源を入れても、入院案内放送を常時視聴できるようにすること。
- エ 入院案内放送については院内の状況変化に応じ、契約期間内に何度か変更する可能性がある。また、変更に伴う費用は設置事業者の負担とする。
- オ 入院案内放送は、貸付人が必要と認めた場合は、借受人の負担で速やかに修正すること。

(5) その他

- ア 物件関係は原則新品とする。なお、持続可能な開発目標（SDGs）の取組の一環として機能や耐用年数等に支障がない場合は、貸付人と協議の上、リユース品の導入を認めるものとする。ただし、導入したリユース品に不具合が生じた場合は無料で新品と交換すること。

5 利用料金

設備	利用時間	金額
テレビ	1時間あたり	60円以下
冷蔵庫	24時間（1日）あたり	200円以下
洗濯機	1回あたり	100円以下
乾燥機	1回あたり	100円以下
洗濯乾燥機	1回あたり	300円以下

6 管理運営関係

(1) 利用者の退院時及び定期的に、清掃・消毒その他メンテナンスを行うこと。

※清掃方法として

- ・ 本体・テレビ・冷蔵庫・引き出し内については、埃の除去と低水準消毒薬を使用して清拭消毒を実施する。
- ・ 退院清掃時は点検・清掃・消毒が完了したら「点検済」などの掲示を行う。

(2) 貸付人の職員、利用者等からメンテナンスの要望があった場合は、速やかに対応すること。

(3) 床頭台等が故障したときは速やかに対応するなど、保守管理体制が整備されていること。

(4) 故障に備え、床頭台等の予備機を当院内に保管すること。

(5) 上記メンテナンス体制に関する資料を提出すること。

(6) トラブル発生時には即座に対応すること。

(7) トラブルが発生した場合、報告書を当院職員へ提出すること。

(8) 設置にあたっては、旧床頭台等システム設置事業者と協力し合いながら、円滑な新旧物件の入れ替えに努めること。

(9) 設置事業者は、常に利用者の意見を聴取し、サービス向上に努めること。

(10) 履行期間の満了又は契約の解除等により物件及び周辺設備を撤去する際、プリペイド・カード精算機については履行終了後も1か月以内の期間で設置する場合がある。

(11) 履行期間中、病院運営の都合上、物件の配置数・場所等を一部変更する可能性があるが、その場合は病院と協議の上、詳細を決定することとする。

(12) 設置物件の使用方法が簡単に分かる利用案内（取扱説明書）を用意すること。

(13) 月2回以上の集金をし、販売実績を速やかに提出すること。

(14) 借受人は、毎月初めに前月の売上実績を病院に報告すること。

(15) 借受人は、物件を衛生的に管理するものとし、管理方法について当院と協議し、貸付人の指示に従うこと。

(16) 貸付人から経営及び運営に関する資料の提出の要求があった場合は、速やかに提出すること。

(17) 借受人は、病院に原則2名以上保守管理を行う者を常駐させなければならない。

常駐時間は、月曜日から土曜日までの9時から17時までとする。

日曜日、祝日等の常駐体制は病院と協議の上、詳細を決定することとする。

ただし、原則2日以上以上の連休に当たる場合は、2日以上連続して保守管理を行う者が不在にならないようにすること。

不測の事態が発生した場合は、貸付人と協議の上、解決を図ること。

7 貸付面積

次の貸付面積を、在庫の保管、設置場所とする。

(1) 地下1階床頭台倉庫 15.00 m²

(2) 各階及び病室に設置する稼働している機器類の面積（現状の設置面積は「別表2 現在の借受内容一覧表」のとおり。）

8 貸付料及び経費負担等について

(1) 毎月の売上金額（消費税及び地方消費税を除く。）に借受人が入札により提示した貸付料率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した金額を月額の貸付料とする。

(2) 貸付料は毎月当院に納入すること。

(3) 貸付料が次の基準額を下回るときは、基準額を貸付料とする。

・土地貸付料＝ 井田病院許可土地評価額（円/m²）×建物建築面積（m²）×合計貸付面積（m²）
※/建物延べ面積（m²）×3/100

・建物貸付料＝ 井田病院建物帳簿価格（円）×合計貸付面積（m²）※/建物延べ面積（m²）×7/100

・年間貸付料合計＝ （土地貸付料＋建物貸付料）＋消費税

・基準額（月額）＝ （年間貸付料合計）÷12か月

※ 現状の貸付面積は「別表2 現在の借受内容一覧表」のとおり。

※ 合計貸付面積の算出方法は「別表3 床頭台システム貸付面積計算表（基準額算定用）」のとおり。

(4) 次の費用は借受人が負担すること。

ア 清掃及び保守に要する費用並びに廃棄物等の処理費用

イ 通信運搬費、消耗品費、その他事業の実施に関する費用

ウ 入院案内放送の作成及び更新に要する一切の費用

エ 床頭台等の運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

- オ NHK・BS受信料。なお、NHK・BSとの受信契約等は借受人が行うこと。
 - カ 貸付部分に係るセキュリティ経費及び物件等に係る火災保険料等
 - キ 故意又は重大な過失なく発生した、利用者及び貸付人の職員による床頭台等の物件の破損に対する修繕費及び復旧に関わる費用
 - ク 落雷や停電による床頭台等の物件の破損に対する修繕費及び復旧に関わる費用
 - ケ 借受人が退去する際の現状回復に要する費用
 - コ 設置に係る工事費、諸経費等
 - サ 履行期間の満了若しくは履行の解除等により、物件及び周辺設備を撤去する場合の撤去に係る費用
- (5) 運営及び設置物件の利用に要する光熱水費は貸付料に含むものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書記載のほか、疑義が生じた場合及び定めのない事項については、その都度当院と協議の上で実施するものとする。
- (2) 借受人及びその従事者は、井田病院内で知り得た利用者等の情報を第三者に漏らしてはならない。

10 参考

井田病院における病床稼働率、テレビカード売上等の実績

項目	令和6年度	令和7年度
病床稼働率	73.7%	72.0%
延入院患者数	102,968 人	100,722 人
1日平均入院患者数	282.1 人	276.0 人
新規入院患者数	6,116 人	6,256 人
平均在院日数	15.8 日	15.1 日
テレビカード販売数(月平均)※未精算 1000円	313 枚	334 枚
テレビカード販売数(月平均)※未精算 2000円	707 枚	729 枚
精算後の売上額(月平均)	1,484,428 円	1,563,847 円
貸付料(年額)	4,969,936 円	5,126,057 円